

七戸町ナナイロぐらしマイホーム補助金交付要綱

令和 5 年 4 月 1 日

七戸町告示第 33 号

改正 令和 7 年 3 月 19 日告示第 31 号

(趣 旨)

第 1 条 この告示は、七戸町への移住定住の促進を図るため、町内において住宅を取得する者の取得費の一部に対して、七戸町ナナイロぐらしマイホーム補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、七戸町補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 42 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 専用住宅 居住のみを目的として建てられた住宅

イ 併用住宅 店舗、事務所などの業務用部分が居住用部分と結合している住宅

(2) 新築住宅 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 新たに建築する住宅又は、建築された日から 1 年以内かつ未使用の住宅。

イ 交付申請日の属する年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までに取得した住宅であること。なお、所有権に関する事項の登記における年月日をもって取得したものとし、当該住宅を取得した者の名義で登記が行われるものとする。ただし、共有名義の場合は、当該住宅を取得した者の持分が 2 分の 1 以上であるものとする。

(3) 中古住宅 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 人の居住を目的とした新築住宅以外の住宅

イ 交付申請日の属する年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までに売買契約により取得した住宅であること。なお、所有権に関する事項の登記における年月日をもって取得したものとし、当該住宅を取得した者の名義で登記が行われるものとする。ただし、共有名義の場合は、当該住宅を取得した者の持分が 2 分の 1 以上であるものとする。

ウ 2 親等以内の親族が所有する物件でないこと。

エ 個人間の売買（媒介を行う者を介さない当事者同士による取引をいう。）でないこと。

(4) 住宅取得費 住宅の建築費又は購入費をいう。ただし、別表 1 に定める経費を除く。

(5) 転入者 交付申請日の属する年度の 4 月 1 日から起算して 3 年前の 4 月 1 日以降の転入者又は転入予定者（転入者のうち、再転入者については再転入日から起算して 1 年以上町外に居住していること。また、転入予定者については、補助金の実績報告ま

でに補助対象住宅へ住民登録をすること。)

- (6) 45 歳以下の住民 住宅の建築契約若しくは売買契約の締結日、又は補助申請日の属する年度の 4 月 1 日時点のいずれかにおいて 45 歳以下の者。

(補助金交付対象の住宅)

第 3 条 補助金の交付対象者及び対象住宅は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新築住宅
- (2) 中古住宅

(補助金の交付対象者)

第 4 条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は前項に規定する住宅を取得した者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、交付対象者の配偶者が次の (1) 及び (2) に該当する場合も交付対象者とみなす。

- (1) 転入者又は 45 歳以下の町民
- (2) 交付対象となる住宅に住民登録すること
- (3) 七戸町に 5 年以上継続して定住する意思があること
- (4) 町内会又は常会（以下「自治会」という。）に加入すること
- (5) 申請者及び世帯員全員に市町村税の滞納がないこと
- (6) これまでに同様の趣旨による補助金の交付を受けていないこと

(補助金の交付額等)

第 5 条 補助金の交付の額は、別表 2 に定めるところによる。ただし、加算額については、交付対象経費から住宅取得費において算出した補助額を差し引いた額を超えない額を上限として加算する。

(補助金の交付申請)

第 6 条 交付対象者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して、建築若しくは売買に係る契約の締結日から 30 日以内に町長に申請しなければならない。ただし、町長が適当と認めるものに関しては、この限りではない。

- (1) 住宅の建築又は売買に係る契約を証する書類（契約書及び内訳書等の写し（交付対象経費の内訳書も添付すること）、七戸町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金の交付を受ける場合はその内容が判る書類）
- (2) 世帯全員分の住民票（転入予定者のみ）
- (3) 世帯全員の前年度分の納税証明書の写し（申請年度の前年度 1 月 1 日以降の転入者又は転入予定者のみ）
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 7 条 町長は、前条に規定する交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の

交付の可否及び額を決定し、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

（申請事項の変更等）

第 8 条 交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に該当するときは補助金変更（取下げ）申請書（様式第 3 号。以下「変更（取下げ）申請書」という。）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 交付の決定をした補助金に変更があったとき
- (2) 補助金の交付申請を取り下げるとき
- (3) その他町長が必要と認めるとき

2 町長は、変更（取下げ）申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、申請内容が適当であると認める場合は、補助金変更（取下げ）承認通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の実績報告）

第 9 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む）は、完了の日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第 5 号）に次の書類を添付して町長に報告しなければならない。

- (1) 住宅の登記事項証明書
- (2) 住宅の建築又は売買に係る契約を証する書類（補助事業の最終的な契約額が記載されているもの）
- (3) 自治会加入証明書（様式第 6 号）
- (4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 10 条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書の書類の審査により、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第 7 号。以下「確定通知書」という。）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 11 条 補助事業者が、補助金の交付を受けようとする場合は、補助金請求書（様式第 8 号）を町長に提出しなければならない。

（現況調査）

第 12 条 町長は、補助金の交付の申請をした者に対し、交付要件に関する現況等について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(交付決定の取消し等)

第 13 条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、町長がやむを得ないと認める場合を除き、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金の返還が相当であると町長が認めたとき

2 町長は、前項に規定する交付決定の取消しをしたときは、補助金取消通知書（様式第 9 号）により補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 14 条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、補助金返還命令書（様式第 10 号）により期限を定めて、当該補助金の全額または半額の返還を命じるものとする。

(1) 全額の返還

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

イ 補助対象住宅に居住した日から 3 年未満に住宅を貸与、売却若しくは譲渡したとき

ウ 補助対象住宅に居住した日から 3 年未満で住宅に居住する者全員が転居又は転出したとき

(2) 半額の返還

ア 補助対象住宅に居住した日から 3 年以上 5 年未満に住宅を貸与、売却若しくは譲渡したとき

イ 補助対象住宅に居住した日から 3 年以上 5 年未満で住宅に居住する者全員が転居又は転出したとき

(その他)

第 15 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

この告示は、令和 10 年 3 月 31 日で失効する。

別表 1（第 2 条関係）

工事名称	詳細
付帯工事	浄化槽設置工事等で町の補助を受けるもの 外構、造成工事（例：駐車スペース、庭、門など）
諸経費等	土地購入費

別表 2（第 5 条関係）

交付対象者	交付対象住宅	交付対象経費及び補助金の額	
ア 転入者に該当する場合	新築住宅	住宅取得費	住宅取得費（消費税及び地方消費税を除く。併用住宅の場合は居住部分の取得費とし、金額が不明な場合は床面積の按分により算出する）の 100 分の 10 以内の額（その額に 10,000 円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てた額）とする。ただし、補助金の限度額は 1,000,000 円とする。
		加算額	交付申請者の年齢が、住宅の建築契約若しくは売買契約の締結日、又は補助申請日の属する年度の 4 月 1 日時点のいずれかにおいて 39 歳以下の場合は 200,000 円を加算する。
			補助申請日の属する年度の 4 月 1 日時点又は補助金の実績報告時点において 18 歳以下の実子がいる場合は子ども一人につき 50,000 円を加算する。
	中古住宅	住宅取得費	住宅取得費（消費税及び地方消費税を除く。併用住宅の場合は居住部分の取得費とし、金額が不明な場合は床面積の按分により算出する）の 100 分の 10 以内の額（その額に 10,000 円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てた額）とする。ただし、補助金の限度額は 500,000 円とする。
		加算額	交付申請者の年齢が、住宅の建築契約若しくは売買契約の締結日、又は補助申請日の属する年度の 4 月 1 日時点のいずれかにおいて 39 歳以下の場合は 200,000 円を加算する。

			補助申請日の属する年度の4月1日時点又は補助金の実績報告時点において18歳以下の実子がいる場合は子ども一人につき50,000円を加算する。
イ 45歳以下の 住民に該当する 場合	新築住宅	住宅取得費	住宅取得費（消費税及び地方消費税を除く。併用住宅の場合は居住部分の取得費とし、金額が不明な場合は床面積の按分により算出する）の100分の10以内の額（その額に10,000円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てた額）とする。ただし、補助金の限度額は1,000,000円とする。
		加算額	補助申請日の属する年度の4月1日時点又は補助金の実績報告時点において18歳以下の実子がいる場合は子ども一人につき50,000円を加算する。
	中古住宅	住宅取得費	住宅取得費（消費税及び地方消費税を除く。併用住宅の場合は居住部分の取得費とし、金額が不明な場合は床面積の按分により算出する）の100分の10以内の額（その額に10,000円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てた額）とする。ただし、補助金の限度額は500,000円とする。
		加算額	補助申請日の属する年度の4月1日時点又は補助金の実績報告時点において18歳以下の実子がいる場合は子ども一人につき50,000円を加算する。